

西九州大学短期大学部

令和 3 年度 自己点検評価

認証評価の課題改善事項等に関する報告

令和 4 年 3 月 31 日

はじめに

本報告書は、令和元年度(第 3 期)認証評価の機関別評価結果、基準別評価結果を踏まえ、短期大学評価基準に基づく向上・充実のための課題の改善状況について、令和 3 年度の自己点検評価をまとめ公表するものです。

西九州大学短期大学部

点検・評価運営委員会

委員長 学長 福元 裕二

自己点検・評価運営委員会では、令和元年度(平成 31 年度)に第 3 期の認証評価(適格認定)を受け、大小の課題をリスト化した。これらの課題は、概して平成 31 年度の自己点検・評価報告書に記載した課題及び改善課題に基づくものである。自己点検・評価運営委員会は、企画委員会と連携し、リスト化された諸課題を今後の具体的な改善事項として、時を移さず可能な改善を実行していくものとした。令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症への対応を機に、オンライン授業の恒常的導入、数理・データサイエンス・AI や SDGs の教育プログラムを次年度に新規計画するなど、遠隔授業をはじめとする教育のデジタルトランスフォーメーションへの対応、地域と連携した新たな未来社会に向けた新規教育の導入が計画され、新たな観点が加わった継続的な「教育の質保証」への対応・改善を加速するものとなった。

令和 3 年度は、昨年と同様に企画委員会と連携し、点検・評価運営委員会及び教授会において、機関別評価結果の向上・充実のための課題改善、基準別評価結果、基準別評票、実地調査時のコメントから抽出された各基準に係る課題に基づき、実行可能な課題について、各部署にて順次改善に当たるものとした。本報告は、令和3年度において改善された、あるいは改善に着手した事項を点検・評価としてまとめる。改善された、あるいは改善に着手した課題の内容については、関連する基準区分が多岐に渡るため、主に関係付けられる基準の「該当区分に係る自己点検・評価のための観点」をもとに点検評価をまとめている。

(ALO 平田 孝治)

令和3年度の改善事項等について

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神>

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果>

<テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証>

その他の関連テーマ・区分

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ>

【点検・評価】

IR室では、科目成績(GP)の分析一覧表、除籍・退学・休学者数の経年変化、学修時間と教育成果の分析を例年通り行い、学習と評価・学生の支援・指導に対する提言を行った。ファクトブックのような年度報告書の作成はないが、年間スケジュールの作成を通して計画的・定期的な情報提供を恒常化するものとした。学生定員の未充足課題に対しては、広報戦略の方策において入試広報課と連携してタグラインを全教員が関わり作成し、そのボディコピーの策定を進めた。今後、本学の広報においては、その効果的な活用を進めていくものとした。

教学マネジメント体制においては、令和2年度に学長をリーダーに学修成果の可視化プロジェクトチーム並びにカリキュラム検討会議が編成され、教育プログラムと学修成果の可視化の充実改善が図られてきた。令和3年度は、当該検討会議に代わり、企画委員会下に企画専門委員会が新たに設けられ、永原学園IR室並びに各種委員会と連携し、カリキュラム検討と学習成果の可視化(教育研究の推進を含める)に加えて、学内外ステークホルダーからの意見聴取や、将来構想の検討など、総じて「教育の質保証」の充実・改善に向けた委員会の体制改善が図られた。カリキュラム改編によって新規導入した全学共通の数理・データサイエンス・AIとSDGsの両教育プログラムと副専攻課程(データ社会科学)の実施運用、そして多文化コースでの観光ビジネス教育とインターンシップの推進にあたり、関連企業と連携協定を締結し、非常勤講師として招聘するなど、授業計画での連携実施を図った。とりわけ数理データサイエンス AI 教育プログラムにおいては、文部科学省への当該教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)(MDASH-Literacy)の申請に先立ち、SDGs教育と学修成果(学修到達目標)への意見を含め、外部ステークホルダーからの意見聴取・評価をもらい自己点検評価を行った(別途公表)。

学習成果の可視化においては、令和2年度より発足した学長をリーダーとした「学習成果の可視化プロジェクト」に始まり、教職員の共通課題として学習成果の運用に関する教育研究を継続し、実質化について継続強化を図っている。カリキュラム検討においては、幼児保育学科の教職課程の再課程認定の対応を図り、当該審査において「対応完了」の結果を得た。とりわけ地域生活支援学科多文化コースについては、カリキュラムに主となる資格カリキュラムを持たないコースであることから、全学的に設置した副専攻課程(データ社会科学)の必修化、SDGs教育の充実、修学期間中の資格取得を目標とした新規科目、習熟度別英語科目の授業展開の、特色を与えるカリキュラム改編が実施され、学生の満足度向上に向けた改善充実が図られた。一方で、このカリキュラム改編が学生募集広報に間に合わなかったことから、令和4年度の学生募集から広報に反映されるものとなった。

教務上の改善としては、教育活動に学生の参画を促す仕組みとしてSA(スチューデント・アシスタント)制度を設け、マニュアルを整備して教育サポートスタッフ研修を実施した。

令和2年度以降、学長をリーダーに「学修成果の可視化プロジェクト」チームが立ち上げられ、学内のFD活動及び共同研究の強化が図られ、教材作成をはじめ学修成果の実質化にむけた教学マネジメントの改善を図った。高大接続では、「学びの三要素」と学士力(四つの要素)との関係性を明確にし、入試選抜と学修到達目標を接続するための評価票を新たに策定・導入し、初年次教育等において充実改善が図られた。エンロールメントマネジメントの観点から、今後も課題の改善充実の方策を検討していくものである。学修成果の獲得・向上では、IR 室と連携してこれまでの結果を検証・評価し、今後の具体的な改善課題を抽出することで、次年度の改善計画に反映するものとした。学内外への教育資源の提供(オープンリソース)ができる体制を整備し、本学紀要と併せて公開するものとした。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程＞

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援＞

その他の関連テーマ・区分

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源＞

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ＞

【点検・評価】

令和3年度以降は、学園全体の方針としてITの偏在的活用(ユビキタス化)を目指し、令和3年度入学生よりPCを必携(BYOD: Bring Your Own Device)とし、学内Wi-FiをはじめとするIT環境整備の充実改善が図られた。学生へのMicrosoft Office提供、学内のWi-Fi環境の充実整備、暫定的に導入していたZoomからTeamsに正式に切り替え導入、遠隔授業並びに対面授業等での活用を促進した。この際、PCを用意できない学生には補助金事業で整備したPCを貸出すとともに、学内情報処理室・PC演習室等の利活用も図られた。Teamsの活用においては、従来のFD活動である相互授業参観を中止し、「PC(Teams)を活用した遠隔授業について」というテーマでFD研修会をシリーズ化した。全教員による活用事例等の発表によって情報共有がなされ、授業等での活用改善・充実が図られた。今後もこの研修会を継続していくものとしている。一方では、学生満足度調査を考慮し、次年度は対面授業への切り替えやハイブリッド型授業の導入など、対面授業を柱とするなかで、PCを活用した学習法の検討をすすめるものとしている。教職員PCについては、入れ替えの年度として更新された。

学生生活の支援として、PCの貸出、佐賀キャンパス駐車場の拡充(22台分)、コロナ禍によって中止となった学園祭については、学生の意見をもとに代替企画として動画のオンラインイベントを配信し、学生全員には売店クーポン券を配付した。また、修学支援では、学園奨学金、修学支援制度、コロナ禍の緊急給付金について適切な対応を図った。とりわけコロナ禍での学生満足度や修学意欲等の精神的なサポートとして、学生相談では従来の対面での対応に加えて、オンライン対応を積極的に取り入れるなどの支援強化を図っており、今後も充実改善をすすめていくものとしている。

就職活動支援では、昨年度のコロナ禍の就職活動状況を鑑み、従来よりも早い段階での就職活動の指導が促進され、例年並みの進路決定率を得ている。

留学生の支援では、国際交流センターとの連携を図り、在留資格受入れの支援やアルバイト、NPO 法人と連携した食品・日用品の配付等の生活上の支援を行った。とりわけ未入国の学生に対しては、ハイブリッド型やオンデマンド型の遠隔授業を実施することで、入国まで学習環境への配慮がなされた。

コロナ禍での活動制限があるなかで、学内施設設備の教育資源の活用、学園が経営するレストラン「ラ・サンテ」を活用した学生レストランを運営実施、連携協定を締結する・大学・自治体・高校・QSP(九州西部地域大学・短期大学連合プラットフォーム)等と連携し、公民館活動や講座・イベント、協議会等の連携活動の実施に加え、企業・団体との協定を新たに締結し、学外講師・外部評価を受けるなど、学外の地域資源を可能な限り有効活用した。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源>

その他の関連テーマ・区分

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程>

<テーマ IV-A 理事長のリーダーシップ>

<テーマ IV-B 学長のリーダーシップ>

【点検・評価】

働き方改革の一環として、課長補佐以上の執行部向けに法人主催の事務職員管理職研修会が令和4年1月25日に開催され、労働時間の適正な把握についてガイドラインの理解と時間外勤務縮減/管理職チェックシートの活用が促された。

教員配置は表に示す通りである。短期大学設置基準及び各学科の専門資格・免許の養成課程に係る法令を遵守し、当該規定に基づき新規採用・昇格人事が適切に実施された。

表 教員配置(令和3年度)

学科	氏名	職名	主な担当/領域等	学科	氏名	職名	主な担当/領域等
地域生活支援学科	福元 裕二	教授	理事長・学長	幼児保育学科	野口 美乃里	教授	音楽表現・リトミック
	平田 孝治	教授	生化学・多文化		牛丸 和人	教授	造形表現
	田中 知恵	教授	化学		米倉 慶子	特任教授	身体表現
	西岡 征子	教授	栄養・調理		川邊 浩史	准教授	障害児保育
	武富 和美	准教授	栄養・調理		春原 淑雄	(令和4年度) 准教授	教育学
	吉村 浩美	准教授	介護福祉・看護		竹森 裕高	准教授	幼児体育
	馬場 由美子	准教授	介護福祉		中島 加奈	講師	ピアノ・音楽表現
	福元 健志	准教授	多文化・英語		金丸 智美	講師	保育・幼児教育学
	立川 かおり	講師	介護福祉		大村 綾	講師	保育・幼児教育学
	高元 宗一郎	講師	情報・多文化		清水 陽香	講師	発達心理学
	尾道 香奈恵	助教	栄養・調理		矢ヶ部 陽一	講師	社会福祉学
	松田 佐智子	助教	栄養・調理		樋渡 恵理子	事務助手	実習
	鶴 和也	助教	介護福祉				
	秋月 萌華	助手	栄養・調理				

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源>

その他の関連テーマ・区分

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程>

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ>

【点検・評価】

令和3年度私立大学等改革総合支援事業(補助金)について、タイプ1「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」、及びタイプ3「地域社会への貢献」(プラットフォーム事業)の要件充足に加え、タイプ2「特色ある高度な研究の展開」の要件整備に努め、タイプ1, 2, 3の採択に至った。教育研究においては、共同研究の促進を図るなかで、QSP等事業や科研費ほか外部からの資金獲得を奨励したことで、タイプ2の要件実績を得ることができた。今後も学内外の共同事業の促進を図り、教育資源と財的資源の充足改善を図っていく。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

<テーマ Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ>

<テーマ Ⅳ-B 学長のリーダーシップ>

【点検・評価】

西九州大学と協力し新型コロナウイルス・ワクチンの職域接種に参画し、2回目までのワクチン接種を学生・教職員、私立高等学校教職員にも接種を可能とし、在学生全員にワクチン接種の機会を提供した。令和3年度末の第6波(オミクロン株)への対応では、抗体検査キットの使用を追加、関係者との迅速な情報共有とその対応を図り、感染拡大の予防に努めた。

地域に根差した大学づくりの一環として、佐賀キャンパスに放課後児童クラブ(収益事業)を次年度に設置計画し、教育資源の地域還元と本学教育への有効活用を目指すものとした。

今後の学生募集の課題はもとより、コロナ感染症への対応は今後も続くことや、また教育のデジタルトランスフォーメーション(DX化)も加速するなか、認証評価の評価基準、ガバナンスコード並びに教学マネジメント指針に基づく「教育の質保証」に対しては全学的にすすめ、適切な学務運営を図っていくものとしている。次年度は、第4次中期目標中期計画の最終年度となっており、当該計画の達成や継続調査を検証・精査し、第5次計画の策定を予定している。

向上・充実のための課題(各基準の三つの意見及び基準別評価からの抜粋)

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

テーマ B 教育の効果

○志願者が年々減少傾向にあるなか、学科・コースの教育目的をはじめ、人材養成と学習成果を定期的に点検・評価し、教育の質の向上を図ることで、志願者獲得に向けた取り組みをさらに加速すること

テーマ C 内部質保証

○自己点検・評価を日常的に行い、部分的でも結果を公表することで内部質保証を充実させること、このための仕組みを構築すること

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

テーマ B 学生支援

○学習成果の評価支援システムが有効に活用できるように引き続き改善していくこと

(関連Ⅱ-A-7) ○評価システムのさらなる発展及び有効活用が期待される。

○各種データを有機的に結び付け、指導や予防的な対応を組織に充実させていくこと、また卒業アンケートで評価が低い卒業生に対する卒業後も充実させること

(関連Ⅱ-A-4) ○職業教育の効果測定や改善の取組は実習を除いて不十分である。

(関連Ⅱ-B-1) ○ポートフォリオを整備しているが、学生には十分有効活用されていない。

○留学生に対する支援を各教員の努力を行うだけでなく、専門的な組織や窓口を設置することが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

テーマ A 人的資源

○働き方改革の一環として長時間労働等に対するチェックは行われていないので、今後の導入が望まれる。

(関連Ⅲ-A-2) ○科研費の獲得の継続的な努力が必要である。

テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

○技術職員としての雇用はなく、業務委託や非常勤により回している現状であり、教員及び学生の支援サービスの観点から、情報機器の操作等の技術的支援体制を拡充することが望まれる。

テーマ D 財的資源

○黒字幅の拡大への計画的な取り組みが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

テーマ A 理事長のリーダーシップ

(関連Ⅳ-A-1) ○短期大学専任教員から理事が出ていないため、法人運営への参画が十分できないおそれがある。

テーマ B 学長のリーダーシップ

○執行部が学長と協働して短大の運営・教学マネジメントに取り組めるような運営体制の構築を検討すること

付録 1) 平成 31 年度(令和元年度)認証評価

西九州大学短期大学部 自己点検・評価報告書に記載した基準別課題と改善計画(抜粋)

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

刻々と変容する社会ニーズに対応する教育を実現するために、建学の精神並びに教育の理念に基づいて作成される学園の「基本構想」と「学園方針(5つの柱:マスタープラン)」は、実際の目標・計画を設定していく上で、大きな羅針盤となっている。今後の改善課題としては、SD 委員会活動の充実が挙げられ、研修会を計画するなどして、「基本構想」と「学園方針」の解釈や検討する機会を設け、建学の精神と教育理念への認識を深めていくことが求められる。また、非常勤講師や学外ステークホルダーの理解浸透については、情報公開を通じて理解を促すほか、情報共有の場を随時設けることで、建学の精神への理解・認識を高めていくことが求められる。

<テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題>

所在地域における保育・介護・栄養の3領域の職業人材の不足が叫ばれるなか、本学教育はこれら地域社会のニーズに適った学科・コースを構成するが、これらの志望者は年々減少している。本学は、教育の質の保証を最大限に実施しているなかで、如何にして本学の魅力を、高校生・社会人に伝えるかが課題と言える。

中央教育審議会は、令和2年度に教学マネジメント指針案・省令改正案の提示を予定している。本学の教学マネジメントは、平成27年度システム運用からまもない開始期であり、個々の運用については、途上の段階と言える。機関レベルの三つの方針には、内容に難解な箇所も散見され、今後の省令改正等も踏まえて、見直し改善が必要と考える。また教育の効果については、全学的レベルから授業のレベルに至る、より効果的な運用の改善・充足が必要と考える。

<テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題>

平成27年度の自己点検において、次の課題が挙げられている。学生並びに教職員の学習成果に対する理解・認識を深める点では、複数回にわたるFD・SD研修会の実施、教授会・委員会での周知を図り、学生・教職員全体に浸透してきている。教学マネジメントとしての体制は整いつつあり、今後も定期的な研修会等を通して更なる改革の加速が必要と考えている。学生の振り返り学習の時間の確保と指導・支援の充実の点では、学科・コースで実施計画を作成し実施するものとなったが、一丸体制による実施には至っておらず、全教職員で当たるなどの改善が求められる。学習成果(学修到達目標及びルーブリック)の文章には、表現や用語について曖昧な点があり、正確さを欠く箇所の表現を修正するなどの更なる改善が求められる。1年前期の学習成果の獲得向上に係る指導・支援に関しては、入学前の学習成果のデータがないため、入学試験の評価等から判断しなければならないことから、入学時点の能力評価と学習成果との接続が必要と考える。学習成果の把握・評価は、組織的な運営体制が整えられたばかりであり、途上の段階と言える。今後は学習成果の査定から効果的かつ効率的なPDCAを稼働させるために、学生ポータルサイトの活用や必要な運用上の取り決めを行うなどして改善を図る必要がある。一方、本学の教育の質の保証の取組みについては、ウェブサイトその他の媒体で公表するところであるが、学外ステークホルダーからの理解・認識は十分とは言えず、対外的な説明を十分に行っていく必要がある。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成27年度から導入した評価支援システムによってPDCAを実施しているが、未だ学習成果のデータが少ないことや、実施運用では試行錯誤する面もあり、途上の段階と言える。一方で、令和2年度の教学マネジメント指針・省令改正によって、今後の教学改革が強化されることが予想される。また、点検・評価運営委員会からは、平成31年度(令和元年度)のアクションプログラムの見直しを図るうえで、簡潔に要点をまとめることも求められており、項目立ての整理等を踏まえて事業計画の改善並びに更なる充実に努めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成29年度に設置した地域生活支援学科の福祉生活支援コース並びに多文化生活支援コースは、主に東南アジアを主とする諸外国籍の正規留学生を受け入れている。留学生の日本語と公用語とする英語の能力においては個人差が大きく、日本人学生を含めて必ずしも英語が公用語としても機能しないことが、教育・指導上の課題となっている。一方で、英語を公用語とする留学生にとっては、必修科目とする英語科目の学習レベルは低いものとなっている。本来、習熟度別のクラス展開が望まれるところであるが、クラス別に展開する程の履修人数はない。本

学は、まだ留学生の受け入れ経験が浅く、また留学生数も他大学と比較して多くはない。今後は、日本語の入学前教育や課外学習支援、英語の検定試験の採用など、教育課程の見直しを含め、連携協定校からの意見等を取り入れるなどして改善していくことが求められる。

また、「卒業生の卒業後の状況に関する調査」の回収率向上が課題であったが、平成 29 年度より紙媒体記述返送に加え Web 上での回答を可能にしたため、例年 10% 台の回収率が 40% 程度まで回収できている。今後も回収率向上を目指し工夫、改善を図る。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

教職協働体制のなかでは、キャリア・職業教育を主とする就職支援と、学生生活などの修学支援が充足されているが、学習成果の獲得向上に向けた学習支援は、途上の段階であり支援の充実が必要である。

就職支援では、進路決定までに様々な支援の場を設けているが、積極的に利用しない学生や、コミュニケーションが難しい学生への支援対策を検討し、改善していかなければならない。

平成 30 年度に完成年度となる地域生活支援学科の多文化生活支援コース並びに福祉生活支援コースでは、比較的多くの正規留学生を受入れている。本学の留学生受入れの経験は浅く、各種支援については連携協定校との情報交換を通して、支援の方策改善が求められる。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務職員の「学習成果の獲得向上に向けた支援」については、SD 研修等を通して具体的実効性のある支援を検討していく。留学生の修学、学習、そして就職の支援について、包括連携協定校の支援事例を参考にしながら充足を図っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

業務内容は多種多様化しており、縦割り組織の体制に沿った業務の完遂が難しくなっている。組織の教職協働体制の構築を進めるほか、教職員の職能開発、外部人材の活用を含め、効率的な職務の遂行が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

佐賀キャンパスには、本学と西九州大学子ども学部が併設されており、施設設備を共用するなかで、とりわけ学内 LAN ユーザー数の増加に伴う業務の統合管理や要望の多様化などについて、より効率的な対処の検討が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

授業での ICT 活用が叫ばれるなか、情報処理教育のための実習室や Wi-Fi 環境を強化した教室を整備しているが、構内の全体的な Wi-Fi 環境の整備は途上の段階と言える。ラーニングコモンズ、アクティブラーニングスタジオ(ALS)、タブレット端末や電子黒板などの教育資源は、授業の性質に応じて利用されているが、これらの活用促進を図るための FD 活動の充実が求められる。

平成 30 年度に策定された「学校法人永原学園情報セキュリティポリシー」については、日頃の運用を司る情報メディアセンターの機能について、規程等を含め運用管理を改めて検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

永原学園では、①平成 25 年度～平成 27 年度の 4 ヶ年にて神埼・佐賀両キャンパスに所在していた耐震性能を満たしていない校舎群の取崩及び建替を順次計画通りに竣工させ運用を開始。②平成 29 年度には佐賀県小城市に新設置したキャンパス校舎及び設備整備(西九州大学看護学部の新設置)、また同時期での建設となった佐賀メディカルセンター内に設置した西九州大学グループ・健康支援センターも計画通りに竣工後に運用を開始した(表Ⅲ-D-3)。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

第 4 次中期目標・中期計画並びに平成 30 年度に採択された「私立大学等経営強化集中支援事業」の目標・計画、「私立大学等改革総合支援事業」(プラットフォーム事業含む)と「ブランディング事業」の計画に則って、教育資源と財務資源の改善・充実を図っていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

急激な18歳人口の減少をはじめ、日々変化する社会情勢の中、短期大学を取り巻く環境は年々厳しさを増している。これら諸問題に適時、的確に対応するためには、理事長の意向を速やかに伝達し実行に移していくことが肝要であり、常任理事会や運営協議会での協議や情報共有はもちろんのこと、教職員全員に浸透させる工夫が必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、滞りなく教学運営のリーダーシップを執っている。一方で、併設大学の学長でもある。併設大学は、神埼市・佐賀市・小城市の3キャンパスにまたがっており、時間的な制約も少なからずあることから、副学長や学長補佐の運用については、より効率的な運用と体制改善の検討が求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事による監査では、学長の業務執行状況や中長期計画の進捗状況についても監査がなされ、業務執行などの改善について指摘を受けている。こうした指摘事項への対応を迅速かつ的確に進めていくためにも学長のリーダーシップとフォロー体制の強化が必要である。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

18歳人口減少の中、短期大学を取り巻く環境は、ますます厳しさを増している。短期大学だけでなく、学園が設置するすべての学校の教職員が学園全体の現状を認識し、何が重要で、今何をしなければならないのか、一人一人が考えながら行動する必要がある。建学の精神に基づき、策定された「第4次中期目標・中期計画(平成30年度～34年度(令和4年度))」及び、これを補完する「経営改革計画(平成30年度～32年度(令和2年度))」を理事長・学長のリーダーシップの下、遂行するとともに経営財務に関する研修会の充実を図り、教職員の意識改革を推進する。

付録 2) 短期大学評価基準(令和 2 年 6 月改定)

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。

- (3)教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2)卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3)卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2)教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

- (3)教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2)教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3)教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2)職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2)学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3)入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4)入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5)高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6)授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7)アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8)受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9)入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

【テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源】

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1)短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2)事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3)事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4)事務関係諸規程を整備している。
- (5)事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6)SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7)日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8)事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2)適切な面積の運動場を有している。
- (3)校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4)校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6)通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8)適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9)図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10)適切な面積の体育館を有している。
- (11)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2)諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5)コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

- (4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6)学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7)教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8)コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2)財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)短期大学の将来像が明確になっている。
- (2)短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3)経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4)短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5)学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

西九州大学短期大学部
令和 3 年度 自己点検評価
認証評価の課題改善事項等に関する報告(案)
令和 4 年 3 月 31 日

令和 3 年度 点検・評価運営委員会

委員長 学長	福元 裕二
幼児保育学科長	野口 美乃里
地域生活支援学科長(副学長・ALO)	平田 孝治
教務部副部長	武富 和美
学生支援部副部長	牛丸 和人
入広報部副部長	馬場 由美子
事務局次長	大石 妙子

令和 3 年度 点検・評価専門委員会

地域生活支援学科(食健康コース主任)	西岡 征子
地域生活支援学科(介護福祉コース主任)	吉村 浩美
地域生活支援学科(多文化コース主任)	福元 健志
幼児保育学科(学長補佐)	川邊 浩史